

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

健康福祉部 福祉課

監査期間 令和4年5月31日から
令和4年6月30日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。 (ア)契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がないものがあった。【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】	今後は規則に基づき、必要事項を記載します。	
(イ)地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。【契約規則第24条の2】	財政課契約検査担当へ報告し、公表の手続きを行いました。今後も契約規則に基づき、手続きを行います。	
(ウ)50万円を超える契約において、予定価格を定めていないものがあった。【契約規則第25条】	今後は規則に基づき、予定価格を定めます。	
(エ)契約書で定められた個人情報の取扱いに関する特記仕様書や事業計画書を添付していないものがあった。【契約規則第27条】	今後は規則に基づき、必要な書類を添付します。	
イ 個人情報の管理状況において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書の写しが保管されていた。【個人情報保護条例第5条】	ファイルから債権者登録、口座振替申出書を抜き取り、今後保管しないようにします。 基本的な事務の取扱いを確認し、条例を遵守した事務を遂行します。	
ウ 会計年度任用職員に関する事務手続きにおいて、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を旅費で支出しているものがあった。【会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例第31条】	今後は条例に基づき、費用弁償にて支出します。	

指摘事項	措置状況	検証結果
<p>エ 総合福祉センター及び幡豆いきいきセンターの指定管理業務において、個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所に関する届が提出されていなかった。【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第3条、第4条】</p>	<p>今後は個人情報の取扱いに関する特記仕様書の必要性について見直し、指定管理業務については個人情報の取扱いに関する特記仕様書を廃止する方向で検討します。 また、3年度分については個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所に関する届を直ちに提出してもらいました。</p>	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

健康福祉部 長寿課

監査期間 令和4年5月31日から
令和4年6月30日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。		
(ア) 契約締結伺いにおいて、随意契約の根拠条文の記載がないものが散見された。	次回の契約締結伺いより、随契契約の根拠を確認し、記載することを徹底します。	
(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。	次回の契約より、予定価格調書を封入することを徹底します。	
(ウ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものが散見された。	直ちに提出依頼し添付しました。今後は契約時に必要な書類の有無の確認を徹底します。	
(エ) 業務委託契約において、契約書で定められた関係書類や約款で定められた完了届の提出がないものがあった。	直ちに提出依頼し添付しました。今後は完了時の提出確認を徹底します。	
(オ) 指定管理料の支払い事務において、年度協定書で定められた時期に支払っていないものがあった。	今後は年度協定書で定められた支払時期に確認を徹底し支払事務を行います。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

健康福祉部 看護専門学校

監査期間 令和4年5月31日から
令和4年6月30日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】	1者との随意契約は、理由を明確にします。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。